

衆議院

大蔵委員会議録第三十二号

(六三五)

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)
午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 松原督之次君
理事有馬 理事黒金 泰美君
理事小山 長規君 理事高見 三郎君
理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君
理事春日 一幸君 大平 正芳君
淺香 忠雄君 加藤 高藏君
奥村又十郎君 竹内 俊吉君
小西 寅松君 古川 文吉君
内藤 友明君 有馬 輝武君
坊 秀男君 平岡忠次郎君
石山 横山 利秋君 山手 满男君余剩産物見返の貸付に関する請
願(唐澤俊樹君紹介)(第二〇三四号)
同(竹谷源太郎君紹介)(第二〇八二
号)
三級清酒設定反対に関する請願(生
田宏一君紹介)(第二〇三五号)
福島県立ばこ試験場の国営移管に
関する請願(助川良平君紹介)(第二
〇九五号)
アコーディオン等に対する物品税の
品種別免稅点設定に関する請願(井
上良二君紹介)(第二〇九号)の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
国家公務員共済組合法第九十条の規
定による公務傷病年金等の額の改定
に関する法律案(内閣提出第四九号)
昭和二十三年六月三十日以前に給付
事由の生じた国家公務員共済組合法
等の規定による年金の額の改定に關
する法律案(内閣提出第一〇〇号)
物品管理法案(内閣提出第九七号)
(參議院送付)租税特別措置法(昭和二十一年法
律第十五号)の一部を改正する法律
租税特別措置法(昭和二十一年法
律第十五号)の一部を次のように改
正する。第七条の六第一項中第十号を第十
一号とし、第九号を第十号とし、第
八号の次に次の二号を加える。九 第六号に規定する加工を行
者の委託を受けて行う当該加工
に係る物品の塗染加工2 この法律施行前に行われた改正
後の租税特別措置法第七条の六第
一項第九号に掲げる取引について
は、なほ従前の例による。

1 この法律は、公布の日から施行

する。

○岡崎参議院議員 ただいま議題とな

りました租税特別措置法の一部を改

正する法律案につきまして、その提案の

理由を御説明申し上げます。

出席政府委員	蔵委員長 岡崎 真一君
大蔵政務次官	参議院大蔵委員長 岡崎 真一君
委員外の出席者	参議院議員 青木 一男君
蔵委員長	大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君
専門員	樺木 文也君

四月二十五日

委員岡田春夫君辞任につき、その補
欠として石野久男君が議長の指名で
委員に選任された。

四月二十五日

租税特別措置法の一部を改正する法
律案(參議院提出、參法第五号)

同月二十四日

中小企業等協同組合法の一部改正に
ます。○松原委員長 これより会議を開き
ます。

(内閣提出第一四八号)

租税特別措置法の一部を改正する法
律案(參議院提出、參法第五号)

法

り本院に送付され同日当委員会に予備
付託となつておきました小林政夫君外
五名提出にかかる租税特別措置法の一
部を改正する法律案につきましては、
昨二十五日參議院において可決され、
同日本院に正式に提出されて、当委員
会に本付託となりました。この際同法案を議題として審査に入
ります。まず參議院側より提案理由の
説明を聽取することといたします。參
議院大蔵委員長岡崎真一君。去る十六日予備審査のため參議院よ
り本院に送付され同日当委員会に予備
付託となつておきました小林政夫君外
五名提出にかかる租税特別措置法の一
部を改正する法律案につきましては、
昨二十五日參議院において可決され、
同日本院に正式に提出されて、当委員
会に本付託となりました。

この際同法案を議題として審査に入

ります。まず參議院側より提案理由の
説明を聽取することといたします。參

議院大蔵委員長岡崎真一君。

この際同法案を議題として審査に入

ります。まず參議院側より提案理由の
説明を聽取ることといたします。參

議院大蔵委員長岡崎真一君。

がみまして、新たに縫または人絹のスカーフ、マフラー、ハンカチーフ類の塗染加工による所得を本制度の適用対象として、特別控除の恩典を受け得るごとしよろとするものであります。

なお、新たにスカーフ類の塗染加工につき輸出所得の特別控除を認めました金額に応じて、現在売り込み業者に認めております特別控除額を減ずることといたしておりますため、国庫の税収入には変動がないでございます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終りました。本法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○松原委員長 次に、物品管理法案を議題といたします。

本法律案は、参議院の修正を経て本院に送付されて参っておりますので、この際参議院における修正の趣旨につき説明を聽取することといたします。参議院議員青木一男君。

物品管理法案

(文を掲ぐ。小字及び
〔文を掲ぐ。小字及び
は修正〕

目次

第一章 総則(第一条～第六条)
第二章 物品の管理の機関(第七
条～第十二条)

第三章 物品の管理(第十三条～
第三十条)

第一節 通則(第十三条～第十
八条)

第二節 取得及び供用(第十九
条～第二十一条)

び第三条第一項を除き、以下同じ。)の目的に従い、分類を設けるものとする。

第三節 保管(第二十二条～第
二十六条)

第四節 処分(第二十七条～第
三十二条)

第五章 雑則(第三十五条～第四
十一条)

附則

(定義)

第二条 この法律において「物品」とは、國が所有する動産のうち次に掲げるものの以外のもの及び國が供用のために保管する動産をいう。

一 現金

二 法令の規定により日本銀行に寄託すべき有価証券

三 国有財産法(昭和二十三年法
律第七十三条)第二条第一項第二
号又は第三号に掲げる国有財產

2 この法律において「供用」とは、
物品をその事務又は事業の目的に従い、
用途に応じて、物品を國において

使用させ、又は処分することをい
う。

3 この法律において「各省各庁の
長」とは、財政法(昭和二十二年
法律第三十四号)第二十条第二項
に規定する各省各庁の長をいい、
「各省各庁」とは、同法第二十一
条に規定する各省各庁をいう。

4 第二節 物品の管理(第十三
条～第三十条)

5 第二章 物品の管理の機関(第七
条～第十二条)

6 第三章 物品の管理(第十三
条～第三十条)

7 第一節 通則(第十三条～第十
八条)

8 第二節 取得及び供用(第十九
条～第二十一条)

9 第三節 保管(第二十二条～第
二十六条)

2 前項の分類は、各省各庁の予算で定める物品に係る経費の目的に反しないものでなければならぬ。ただし、当該経費の目的に從つて分類を設けることが、その用途を勘案し、適正かつ効率的な供用上、不適当であると認められる物品については、これに係る事務又は事業の遂行のため必要な範囲内で、当該経費の目的によらない分類をすることは、さしつかえない。

10 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

11 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

12 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

13 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

14 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

15 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

16 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

17 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

18 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

19 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

20 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

21 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

22 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

23 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

24 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

25 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

26 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

27 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

について前項の承認をしようとする場合その他政令で定める場合を除くほか、同項の承認をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

10 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

11 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

12 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

13 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

14 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

15 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

16 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

17 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

18 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

19 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

20 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

21 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

22 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

23 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

24 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

25 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

26 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

27 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所屬する各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

ものとする。

2 大蔵大臣は、物品の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、そとときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 第一節 物品の管理の機関その他の状況に関する報告を求め、当該職員に実地監査を行わせ、又は開

議の決定を経て、分類換、第十五条第一項に規定する管理換その他必要な措置を求めることができる。

4 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所管に属する物品について、その状況に関する報告を求め、当該職員に実地監査を行わせ、又は開

議の決定を経て、分類換、第十五

条第一項に規定する管理換その他必要な措置を求めることができる。

5 物品管理官は、第二項又は第三

項の承認を受けたときは、その承認を受けるものとする。

6 物品管理官は、第二項又は第三

項の承認を受けたときは、その承認を受けるものとする。

7 物品管理官は、第二項又は第三

項の承認を受けたときは、その承認を受けるものとする。

8 物品管理官は、第二項又は第三

項の承認を受けたときは、その承認を受けるものとする。

9 物品管理官は、第二項又は第三

項の承認を受けたときは、その承認を受けるものとする。

10 物品管理官は、第二項又は第三

項の承認を受けたときは、その承認を受けるものとする。

に示達するとともに、関係の契約等相当職員（國のために契約その他物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

（供用又は処分の原則）

第十五条 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、運用計画が立てられている物品であつては運用計画に基いて、供用又は処分をしなければならない。

（管理換）

第十六条 物品管理官は、物品の効率的な供用。（又は処分）のため必要があるときは、政令で定めるところにより、各省各府の長の承認を経て、その管理する物品について管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すこと）をいう。以下同じ。）をすることができる。

2 前項の承認は、管理換を目的として需給計画又は供用計画が立てられており、政令で定めるところにより、各省各府の長の承認を経て、その管理する物品について管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すこと）をいう。以下同じ。）をすることができる。

3 各省各府の長は、異なる各省各府の間における管理換について第一項の承認をしようとするときは、契約等担当職員は、前項の請求に基き、かつ、予算を要するものについてはその範囲内で、物品の取得のため必要な措置をするものとする。

（供用の原則）

第十九条 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、供用計画が立てられている物品にあつては供用計画に基いて、供用しなければならない。

（保管の原則）

第二十二条 物品は、國の施設において良好な状態で常に供用。又は処分をすることはできるよう保管しなければならない。ただし、物品管理官が國の施設において保管するこ

従うほか、善良な管理者の注意を行つてその事務を行わなければならぬ。

（関係職員の行為の制限）

第十七条 物品に関する事務を行う職員は、その取扱に係る物品（政令で定める物品を除く。）を國から譲り受けることができない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

（取得のための措置）

第十八条 物品管理官は、^{供用}運用計画が立てられている物品については供用計画の範囲内で、その他の物品については供用上必要な範囲内で、契約等担当職員に対し、取得のため必要な措置を請求しなければならない。

2 物品管理官は、前項の物品のうち供用。することができないものの又は修繕若しくは改造を要するものがあると認めるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、第二十一条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品があると認めることは、契約等担当職員その他関係の職員に対し、修繕又は改造のため必要な措置を請求しなければならない。

3 契約等担当職員は、前項の請求に基き、物品の売却のため必要な措置をするものとする。

（この法律の規定を適用する動産）

第三十五条 この法律（第三条から第五条まで、第十条第十三条から第十五条まで、第十八条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七条及び第三十八条を除く。）の規定は、物品以外の動産で國が保管するもののうち政令で定めるものについて準用する。

2 物品管理官は、供用

とを物品の供用^{又は処分の上}不適當であると認める場合その他特別の理由がある場合は、國以外の者の施設に保管することを妨げない。

（供用不適品の処理）

第二十六条 物品出納官は、その保管中の物品（修繕若しくは改造を要するもの又は供用できないものとより返納された物品を除く。）のうちに供用。することができないもの又は修繕若しくは改造を要するものがあると認めるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、前項の物品のうち、売却を目的とするもので^{供用}運用計画が立てられているものについては供用計画の範囲内で、その他

（売却）

第二十八条 物品は、売却を目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ、売り払うことがで

きない。

2 物品管理官は、前項の物品のう

ち、売却を目的とするもので^{供用}運用計画が立てられたものについては供用計画の範囲内で、その他

（売却）

第二十九条 物品管理官は、前項の報告等により修繕又

は改造を要する物品があると認め

るときは、契約等担当職員その他

関係の職員に対し、修繕又は改造のため必要な措置を請求しなければならない。

3 契約等担当職員は、前項の請求に基き、物品の売却のため必要な措置をするものとする。

（この法律の規定を適用する動産）

第三十五条 この法律（第三条から第五条まで、第十条第十三条から第十五条まで、第十八条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七条及び第三十八条を除く。）の規定は、物品以外の動産で國が保管するもののうち政令で定めるものについて準用する。

2 物品管理官は、供用

ると認めるもの及び売り払うことができるものは、廃棄することができる。

（売却）

第三十八条及び第四十条中「又は物品」を削る。

第四十二条中「又は物品について、これを「失毀損した」を「を亡失した」に改める。

4 国有財産法の一部を次のように改定する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第七号」を「前項第六号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十三条中「第一條第一項第

四号又は同条第二項の規定に該当する場合の外」を削り、「同条に規定する」を「第二条に規定する」に、「及び各省各府の長」を「各省各府の長」に、「後において同条

第一項第四号又は同条第二項に該当しないものを「もの及び物品管

理法（昭和三十一年法律第

二号）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したも

の」に改める。

5 改正前の国有財産法の規定によ

る報告書又は物品増減及び現在額の報告書からそれぞれ適用する。

（総計算書からそれを適用する。）

3 会計法の一部を次のように改正する。

4 第四十一条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削り、同項ただし書き削る。

5 第四十二条中「又は物品について、これを「失毀損した」を「を亡失した」に改める。

6 第四十三条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第七号」を「前項第六号」に改め、同項を同条第二項とする。

7 第四十三条中「第一條第一項第

四号又は同条第二項の規定に該当する場合の外」を削り、「同条に規定する」を「第二条に規定する」に、「及び各省各府の長」を「各省各府の長」に、「後において同条

第一項第四号又は同条第二項に該当しないものを「もの及び物品管

理法（昭和三十一年法律第

二号）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したも

の」に改める。

8 第四十三条中「第一條第一項第

四号又は同条第二項の規定に該当する場合の外」を削り、「同条に規定する」を「第二条に規定する」に、「及び各省各府の長」を「各省各府の長」に、「後において同条

第一項第四号又は同条第二項に該当しないものを「もの及び物品管

理法（昭和三十一年法律第

二号）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したも

の」に改める。

9 第四十三条中「第一條第一項第

四号又は同条第二項の規定に該当する場合の外」を削り、「同条に規定する」を「第二条に規定する」に、「及び各省各府の長」を「各省各府の長」に、「後において同条

第一項第四号又は同条第二項に該当しないものを「もの及び物品管

理法（昭和三十一年法律第

二号）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したも

の」に改める。

10 第四十三条中「第一條第一項第

四号又は同条第二項の規定に該当する場合の外」を削り、「同条に規定する」を「第二条に規定する」に、「及び各省各府の長」を「各省各府の長」に、「後において同条

第一項第四号又は同条第二項に該当しないものを「もの及び物品管

理法（昭和三十一年法律第

二号）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したも

の」に改める。

三十一條第一項を除く、すべて同様である。このように明確に定義しようとする場合の問題がある。

また、以上の修正の結果、原案の「供用計画」は供用計画または処分計画となりますが、条文が複雑になりますし、また取得に関する計画も考えられますので、これらのすべての場合を含んで、「運用計画」と修正したのであります。

なお、以上の修正に伴って、必要な字句の修正及び条文の整理をしたものでございます。

○松原委員長　これにて参議院の修正部分に関する説明は終りました。本法律案に対する質疑は後日に譲ります。

2 階
臨時貴金属処理部においては、
前項第十四号及び第十五号の事務
をつかさどる。

山手政府委員　ただいま議題となりました接収貴金属等の処理に関する法律案の御審議を願うに当りまして、夫二十四日本院の御承諾をいたいたい修正につきまして、その趣旨及び内容の概略を御説明申し上げます。

ります接収貴金属等の処理に関する法律案中修正の部分について、趣旨の説明を受けたのであります。この際政府に対して特に伺つておきたいことは、御承知の通り、本法律案は、本委員会に付託されて提案理由の説明を聴取したことはしたのでありますけれども、いまだその審議にも入っていないのであります。そういうような法律案、それを相次いでここにさらには修正の追い打ちをかけてくるというようなことは、一体法律案の取り扱いがあまり注意がつかず間に過ぎるのではないならぬと思うのであります。御承知の通り、この接収貴金属の処理をどうするかという問題については、すでに累

○山手政府委員 この修正の点は、臨時に貴金属処理部を大蔵省管財局に設けようとするものでござりますが、御承知のように、接収をされました貴金属は、その数量も非常に膨大でござります。しかも問題が問題であります。たゞ、デリケートでもございますために、特に慎重かつ厳正に行なう方がよからぬという議論が大蔵省省内におきまして、たゞその後順次出て参りました。國有財産処理につきましては、行政管理署にてそのほかからいろいろ注意がございまして、こういう貴金属のような高価なもの、相当膨大な数量にわたるもの、たるもの、それを処理をいたしましたために、今後もしも万一間違いでもあります

次の国会においてその都度法律案が提出されて、この問題に対する基本的な検討は大よそ尽されておる。こういうような情勢下において、政府が責任を持って提出をして参った法律案なるものは、これは完璧を期せられたものでなければならぬと思う。しかるに、そういうような法律案が本委員会に上程されて、そうして相次いでこのような修正を加えてくるといふことは、この場合には、申しわけない次第でございまするので、その後の議論の結果、さうに急には急を入れる方がよからうまいことでは、臨時にこうした貴金属処理部というようなものを作ることに方針を決定、修正をお願いすることにいたしたわけでございまして、その点われわれの意のあるところを御了承をお願い申上げます。

法律案の権威、またこの法律案に対する政府の態度、こういったものがはなはだ不體験きわまるものであって、私は必要なる注意を欠いておると思つが、一体どうしてこんなわかり切つたことが、当初法律案を提出される當時において原案の中に加わらなかつたのであるが、すさんで不注意で手落ちになつておられたのか、あるいはその後新しく検討の結果、別個の理由によつては、その報告によりますと、国有財産の状況についての監査の報告を行なつた後であることに、特別の意義があると思つております。と申しますのは、その報告によりますと、国有財産、これはいづれもきわめて貴重なものでありまするが、これらの政府にとどけるところの管理方式が、すさんきわまるものであつて、あるいは不當に処分されたものや、あるいはその台帳における記帳の実態等も事実に相反する

とはなはだしくて、言らなればその管理状況は、きわめて乱脈をきわめておると報告をされておるのであります。そこで、この修正案が提案されたゆえんのものは、ただいま次官の御答弁によりますと、これは数が膨大なものであって、特に慎重を期さなければならぬから、特別に機構を改革して、臨時処理部と申しましようか、こういうような特別の機関を設定するのでなければ、公正にして正確なる処理ができるがたい、こういう意思がこの修正案の中に表示されておると思うのであります。そらだいたいますれば、動産、不動産、機械器具、その他有価証券等多面にわたりまする国有財産の処理管理については、私はいまだかつてこういうような特別の処理部が設けられておることを聞かぬのであります。他の財産については、こういふようないのであるかどうか。次官も御承知の通り、行政官理庁の監査報告によれば、それらの管理状況はいずれもゞさん引きわけて不公平にしてまた妥当を欠いておるということでありまして、言いうならば、この修正案に盛られておるところの、すなわち的確なる処分、管理、こういうことの必要性は、他の国有財産においても同然であると思うのであります。ひとり接收貴金属のみにこういう特別の処理部を設けて、他の国有財産に対してこうじうような同様の目的を持つ機関の設定をなさらないといふ理由は、一体どこにあるのであるか。そういうような必要は管理庁の報告に微して明らかであり、私どもとしては、当然何らかの措置が講ぜられなければならぬと思うが、次官はそれに対して

接収貴金属等の処理に関する法律案中修正

附則第七項中第十条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に第一項を加える。

管財局に臨時貴金属処理部を置く。

附則第七項中第十二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十二条に次の二項を加える。

所要の修正をいたした次第でござります。
これが修正の趣旨及びその内容の梗概でござります。
何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
○松原委員長 これにて修正の趣旨説明は終りました。
引き続き本法律案に対する質疑を許します。春日一幸君。
○春日委員 ただいま議題となつてお

界の知恵をお借りをして、ベストな管理方式を見つけて、早急にそういう方策を打ち立てようということで、おそらく明日あたりの閣議にもはかるくらいのところに運んであると思うが、そういう審議会を新設いたしまして、万遗漏のないような処置をする所存でございます。

○春日委員 私は、この際大蔵省がまずから顧みて、あらゆる場面に反省を遂げられなければならぬと思うのであります。言うならば、大蔵省は権力に対しても、あまりに貧欲である、たとえば予算の編成権を掌握しておる、あるいはその予算の行使について、これまた実権を握つたりいたしております。特に國有財産等の諸問題についても、終戦直後においていろいろその権限が移譲されたとき、自分の管理能力をみずから顧みて十分に検討することなくして、何でも権限なればそれを背負い込んでしまった。そうしてその結果が何であるかというと、それが複雑多岐にわたつたとかなんとかいうようなことを理由にして、その管理の実態は、あの行政管理局の監査報告に示されたような、國民の何人も憤慨せざるを得ないような、乱離骨灰をきわめるものになつてしまつておるのであります。私は、やはり國民の負託にこだえるためには、自分の力に応じた限界、その範囲内においてのみそういう仕事を引き受けるべきであつて、みずからその力の限界を越えるとか、あるいは人員、予算その他経験、そういうようなものから照らしみて、とうていやれないといふとであつたならば、ただ何でもかんでもむやみに引き受けるべきではないと思うのです。本日行政機構の改革の論

議を通じて、大蔵省に与えられておりました諸権限が大幅に斧鉈を加えられんとしたとしておる理由もまたそこにあると思うのであります。私は、今あなた御答弁によりまして、これはひとり貴金属については、特に法律を修正して臨時貴金属処理部を設けなければ、公正にして的確なる処理ができるといふほどの大蔵省管財局の管理能力、さらに今敷衍されるところによりますと、土地、家屋、器材、そういうようなものに対する特別の審議会を設けるのでなければ、これは公正にして、いたりいろいろ批難事項などを出ておることについては、まことに懇縮をいたしております。何とかこれを改めなければいかぬわけございまして、いろいろ研究をしておりますけれども、さらに念を入れてやりたいということをみずから述べておるほどのものであります。大蔵省は、こういふようなことを歴年にわたつてやってきたのか、私はだにアワを生ずる戰慄を禁じ得ないのであります。私は、保守陣営の中においても、山手次官のごときはまさに良心的な人だと思うが、あなたが政府の大奥に位する大蔵行政の中に分け入つて、そうしてあなたの肉眼でその大蔵行政をつぶさに見られて抱かれた感じは、一休何であつたか、この接収貴金属の処理については、今までの連中にはまかせておけないといふ

○山手政府委員 私は、中へ入つて見ておりますが、今の御答弁によつて特にわれわれが感じましたその陰影は、現行の管理方式をもつてしては國民の負担よくやつておることは、大へんなことと思つております。私は、なかなかこの御答弁によりまして、これはひとり貴金属については、特に法律を修正して臨時貴金属処理部を設けなければ、公正にして的確なる処理ができるといふほどの大蔵省管財局の管理能力、さらに今敷衍されるところによりますと、土地、家屋、器材、そういうようなものに対する特別の審議会を設けるのでなければ、これは公正にして、いたりいろいろ批難事項などを出ておることについては、まことに懇縮をいたしております。何とかこれを改めなければいかぬわけございまして、いろいろ研究をしておりますけれども、さらに念を入れてやりたいということをみずから述べておるほどのものであります。大蔵省は、こういふようなことを歴年にわたつてやってきたのか、私はだにアワを生ずる戰慄を禁じ得ないのであります。私は、保守陣営の中においても、山手次官のごときはまさに良心的な人だと思うが、あなたが政府の大奥に位する大蔵行政の中に分け入つて、そうしてあなたの肉眼でその大蔵行政をつぶさに見られて抱かれた感じは、一休何であつたか、この接収貴金属の処理については、今までの連中にはまかせておけないといふ

○山手政府委員 私は、中へ入つて見ます場合には、評価の問題とか、あるいは中央審議会におきましては、国有財産の管理をどういぢうにやつたら一番適正に管理ができるかとか、その方法なり、いろいろな問題をここに検討をしてもらつことにいたしておりますが、春日委員の今の御質問、あるいは御鞭撻の趣旨は、私どももよくわかる次第であります。その御質問を体して、春日委員の今の大奥に位する大蔵行政の中においても、山手次官のごときはまさに良心的な人だと思うが、あなたが政府の大奥に位する大蔵行政の中に分け入つて、そうしてあなたの肉眼でその大蔵行政をつぶさに見られて抱かれた感じは、一休何であつたか、この接収貴金属の処理については、今までの連中にはまかせておけないといふ

○春日委員 本日は、政府があまりにこの法律案の取扱いを堅視いたしておる、この問題について、私は論議をいたしておるのであります。この法律案においては、何一つ触れる意願があることは、御承知の通りであるが、その対象にして払い下げられたところの資料の明細を本委員会に提出されると、その事案の明細を本委員会に提出されると、その他のものであるのかどうか、この点について、さらにおあなたの政治家的良心に立つた御見解を一つお示し願いたいと思います。

○山手政府委員 私は、中へ入つて見ます場合には、評価の問題とか、あるいは中央審議会におきましては、国有財産の管理をどういぢうにやつたら一番適正に管理ができるかとか、その方法なり、いろいろな問題をここに検討をしてもらつことにいたしておりますが、春日委員の今の御質問、あるいは御鞭撻の趣旨は、私どももよくわかる次第であります。その御質問を体して、春日委員の今の大奥に位する大蔵行政の中においても、山手次官のごときはまさに良心的な人だと思うが、あなたが政府の大奥に位する大蔵行政の中に分け入つて、そうしてあなたの肉眼でその大蔵行政をつぶさに見られて抱かれた感じは、一休何であつたか、この接収貴金属の処理については、今までの連中にはまかせておけないといふ

○春日委員 本日は、政府があまりにこの法律案の取扱いを堅視いたしておる、この問題について、私は論議をいたしておるのであります。この法律案においては、何一つ触れる意願があることは、御承知の通りであるが、その対象にして払い下げられたところの資料の明細を本委員会に提出されると、その他のものであるのかどうか、この点について、さらにおあなたの政治家的良心に立つた御見解を一つお示し願いたいと思います。

○山手政府委員 本日は、政府があまりにこの法律案の取扱いを堅視いたしておる、この問題について、私は論議をいたしておるのであります。この法律案においては、何一つ触れる意願があることは、御承知の通りであるが、その対象にして払い下げられたところの資料の明細を本委員会に提出されると、その他のものであるのかどうか、この点について、さらにおあなたの政治家的良心に立つた御見解を一つお示し願いたいと思います。

○春日委員 本日は、政府があまりにこの法律案の取扱いを堅視いたしておる、この問題について、私は論議をいたしておるのであります。この法律案においては、何一つ触れる意願があることは、御承知の通りであるが、その対象にして払い下げられたところの資料の明細を本委員会に提出されると、その他のものであるのかどうか、この点について、さらにおあなたの政治家的良心に立つた御見解を一つお示し願いたいと思います。

ることであるから、調査がなかなか困難ではあるけれども、しかし東京地内あるいは関東一円上、う賀斗ならば、

ちょっとと自信もございません。私が頼りまして、よく実情を調査をいたしまして、善処さしていただきたいと思いま

○山手政府委員 春日委員の御要求で
ござりますので、できるだけそういう
ふうに善処いたしたいと思います。
○春日委員 それでは結論に入ります
が、とにかく私は、少くとも国会の

しましても、原案を出して、本委員会がまだ一条の審議にも入らざるのに、さらにまたその法律案の修正を出してくるがごときは、全く法律案の権威の何たるかを知らざるの最もはなはだしきものと断ぜざるを得ないのであります。今後十分御注意されることを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

定に関する法律案の一部を次のよう
に修正する。

3 第一条に次の一項を加える。

そういう地帯に限ることによって資料をまとめて、他の地域についてはその資料から推測を願いたい、こういう連絡がありました。われわれは、これは完全なものではないけれども、しかし真相を検討するために次善の資料たり得るであろうということで、その資料の提出されることを待つておるのであります。従いまして、今世論は、この行政管理庁の監査報告を通じて、はなはだ激高しつゝある現状において、われわれは当然この仕論にこたえて、歴物

たしております。従いまして私どもはこれらの諸問題を明らかにいたしまするためには、早期にその資料が必要であるのです。今御質問によると、あるのであります。今御質弁によると、ますと、非常に広範にまたがるので、従つてその正確なる資料を作成するためには、なお時間がかかるとのお言葉であります。あるいはけれども、かくてはわれわれは、われわれに課せられておりまする議員たるの職責を怠がたいのであります。これは会期との関連におきまして、当然今週中に御提出を願わなければならぬと存じます。先日来のわが當

専敵を政府はもう少し理解を願わなければ困ると思うのであります。特に国民生活を拘束していくようないろいろな法律案、こういうようなものがこんな工合に軽率に取り扱われるということは、政府がいかに国会の尊嚴を軽視しているかということの現われであります。先般来問題になりました金融制限度調査会設置法のごときも同然でありますて、これなんかも、第二十二国会においては、いわゆる資金運用審議会法案なるものを政府の責任をもつて提出しておきながら、それが先国会においては審議未了になつた。そういうよろくな法律が必要であるならば、政府は

○松原委員長 次に、国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた國家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案を一括議題といたします。

この際御報告いたします。国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対しまして、各派共同提出の修正案が委員長の手元まで提出されておりります。この際提出者より趣旨の説明を

るものでそれぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症以上、第四項症以上又は第五項症以上に相当するものに係る当該年金については、大蔵大臣の定めるところにより、当該障害の程度が別表に定める五級又は六級に該当するものにあってはそれぞれその一級上位の等級に該当するものとみなし、当該障害の程度が同表に定める四級に該当するものにあっては同表中「四八、〇〇〇円」とあるのは「六五、〇〇〇円」と読み替えて、第一項の規定を適用する。

しましたたといふの、國会議員に対する
百万円以上の國有財産の払い下げの一
覽表、こういふものは當然提出されな
まいがほんとうにあって、わざわざ

なつておるのであります。従つて、されはどうしても今週中に御提出を願ひなければ非常に困ると思うのであります。ここに関係者も御出席に相なつておる様子でありますから、今週中にその

出されて、その法律によつて必要な処理がはからなければならぬのであります。ところが一萬田大蔵大臣は、今次国会においてその法律案を出さざるのみならず、さらにまたそれをぼやかしたような資金籌議会だとか、あるいは今回の金融制度調査会といふようなもの

聽取する」といひたします。黒金委員 美君。
○黒金委員 ただいま議題となりました
た國家公務員共済組合法第九十条の規定
による公務傷病年金等の額の改定に
關する法律案に対する修正案につきま
して、その趣旨を弁明いたします。
恐縮でありますが、田川が間に合
ませんために、まず朗読させていただ
けます。

てあります。いごその資料の提出がさ
れるのであるか、これは一つ的確かつ
具体的に今御答弁を願つておきたいと
存じます。

○山手政府委員 いろいろ各末端まで
よく調べまして、あの人の名前が出
ますから、とてもかくでもわれわれがだ
ら共産党だけの分でもけつこうであ
るところが不可能であるといたしますわ
けですが、これは旧自由党、旧改進党、それから
資料の提出が可能であるかどうか、め
し全国にまたがつてその資料を提出す
ておりません。

たような資金調査会だとが、あるいは、今回の金融制度調査会といふようなものでお茶を濁して、一つの法律案をして、業界に威嚇などうかつをもってきて、院外におけるいろいろなやみ取引をしておる。法律をそういうような院外における取引の具に供しておるのそしりなしとはしない、こういうようなことではないとは、国会に対する賛成であります。よくこの点をお考へになりまして——今回のように、接収貴金属の法律案にいた

関する法律案に対する修正案にござりますして、その趣旨を弁明いたします。恐縮でありますが、田川が間に合いませんために、まず朗読させていただきます。

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正案

規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正案

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正案

けることにより、その恩恵に浴するごととなりますのは、障害等級が四級以上者であり、五級及び六級の大部分を占める受給者には、事实上何ら実益を得もたらさないであります。また三級と四級との間の格差が著しく、四級の最低保障額も三級と比較してはなはだ低きに失し、全体としての均衡を欠いていることが指摘できるのであります。そこで障害の程度が四級、五級たゞは六級に該当するもののうち、それ

○山手政府委員 いろいろ各末端までよく調べまして、あの人は名前が出て、この人はは出ておらないといふうな疎漏がありますと申しわけございませんし、慎重に調査をいたしまして御期待に沿いたいと思いますが、今までに出すかと申されましても、

ら共産党だけの分でもけつこうでありますから、ともかくにもわれわれが出て、論議をするに必要とするところの資料を今週中に御提出を願いたいと思ふが、一つそこに見えになつておるそれが、それの責任者とお諸りの上、それが可能であるか不可能であるか、この際

院外におけるいろいろなやみ取引をしておる。法律をそういうような院外ににおける取引の具に供しておるのそしりなしとはしない、こういうようなことは「国益に対する脅威であります。よくこの点をお考えになりますと、この点をお考えになりますと、今回のように、接収貴金属の法律案にいた

おます。
国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正提案
国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定

をもたらさないのであります。また三級と四級との間の格差が著しく、四級の最低保障額も三級と比較してはなはだ低きに失して全体としての均衡を欠いていることが指摘できるのであります。

そこで障害の程度が四級、五級または六級に該当するもののうち、それ

定に関する法律案の一部を次のよう
に修正する。

第一条に次の二項を加え

第一回第一号ニ寫する年金三

ぞれ恩給法に規定された第三項症、第四項症または第五項症以上に相当するものについては、大蔵大臣の定めるところにより、五級または六級に該当するものはそれぞれ一級上位の等級に該当するものとみなし、また四級に該当するものについては、最低保障額を四万八千円から六万五千円に引き上げまして、真に実益のある最低保障額を設けることに修正を加えることいたしました。

なおこの修正に伴い必要とされる金額は、内地共済につきましては約千百万円、旧令共済につきましては約二百万円であります。内地共済分は、整理資源でまかなうことができる。また旧令共済分は、年金支払いが事務処理の關係もあり、三十一年度支払い分がずれて、三十二年度に支払われることとなるものもあることが予想されますので、さしあたり既定予算の範囲内で十分まかなうことができるものと考えておる次第であります。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて趣旨の説明は終りました。

この際申し上げます。国会法第五十七条の規定によりますと、委員会は、法律案に対する修正で予算を伴うものについては、内閣に対し意見を述べる機会を与えなければならぬこととなつておりますので、政府側において御意見があればお述べを願います。

○山手政府委員 修正案によりまして、内地共済分で約千百万円、旧令共済分で約三百万円が増加をいたしま

す。実は予算が成立後でございます

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもつて修正議決いたしました。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律案について採決いたしました。お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明二十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会
初めて本法律案に対する各派共同提出の修正案について採決いたしました。お諮りいたしました。本修正案を可決するに御異議はありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明二十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

〔参考〕

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月二十八日印刷

昭和三十一年四月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局